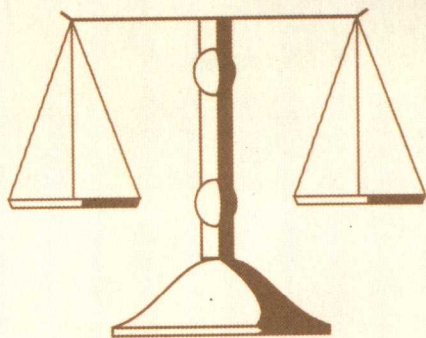


王萍 编著



日本商法教程

(修订本)

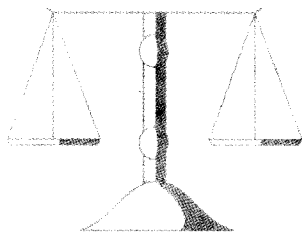


上海外语教育出版社

日本商法教程

(修订本)

王萍 编著



上海外语教育出版社

图书在版编目(CIP)数据

日本商法教程 / 王萍编著. —修订本. —上海:
上海外语教育出版社, 2005

ISBN 7-81095-367-2

I. 日… II. 王… III. ①日语—教材 ②商法—日
本—日文 IV. H36

中国版本图书馆CIP数据核字(2004)第085018号

出版发行: **上海外语教育出版社**

(上海外国语大学内) 邮编: 200083

电 话: 021-65425300 (总机)

电子邮箱: bookinfo@sflep.com.cn

网 址: <http://www.sflep.com.cn> <http://www.sflep.com>

责任编辑: 赵丽君

印 刷: 上海长阳印刷厂

经 销: 新华书店上海发行所

开 本: 850×1168 1/32 印张 16 字数 415 千字

版 次: 2005 年 6 月第 1 版 2005 年 6 月第 1 次印刷

印 数: 10 00 册

书 号: ISBN 7-81095-367-2/H.103

定 价: 22.00 元

本版图书如有印装质量问题, 可向本社调换

序

本書は、王萍さんの多年にわたる教育研究の成果である。

日本商法は、ドイツ商法を母法として、明治 32(1899)年に成立した。しかし、商法は経済学という「企業」を対象にした法律であるため、その時代、時代の経済の変動に応じ、それに対処するための法改正が必要となる。この点において、静的特徴の民法とは異なり、動的傾向をもつ。商法典成立後、第二次世界大戦前の大きな改正としては、昭和 13(1938)年に商法全般にわたる大改正が行われ、同年に有限会社法が新しく制定された。戦後になると、日本商法は、会社法を中心に、アメリカ法を導入し、昭和 25(1950)年の改正(授權資本制、無額面株式の導入)を始めとして、その後の経済状況の変動に対応して、株式会社法の改正を度々行ってきた。特に近年、平成 9(1997)年、平成 11(1999)年、平成 12(2000)年、平成 13(2001)年と平成 14(2002)年の改正は、日本会社法の基本に関わる重要な改正である。その改正の趣旨は、企業統治(コーポレートガバナンス)の実効性の確保、高度情報化社会への対応、会社資金調達手段の改善と企業活動の国際化への対応を目的にしている。

本書は、会社法だけでなく、商法総論、商法総則、商行為法と日本商法の全体を網羅したものであり、会社法においては上にあげた近時の改正法もすべて取り入れた内容になっている。本書は、日本商法の単なる概説書ではなく、それぞれの分野について、わかりやすく、かつ、的確な考察がなされており、全体にわた

Ⅱ 序

ってレベルの高い内容となっている。近年、日本の会社の多数が中国へ進出しており、日中の経済交流が今後ますます増大していくことを考えると、本書は大いに役立つものといえよう。

王萍さんは、1986年上海外国語学院(現外国語大学)の教員として、日本商法の研究のため、愛知大学の当時商法の教授であった私のところに1年間研修に来られた。それこそ初歩からの出発であった。しかし、王萍さんは持ち前の積極さと努力家ぶりを発揮して、日本人の学生でも一般にむずかしいと云われている日本商法の研究に専念し、帰国時に一定の成果をあげるまでになった。王萍さんとはそれ以来の付き合いである。私が愛知大学の学長(1992年—2000年)として中国の姉妹校へ度々訪問することになったが、王萍さんに通訳をお願いすることも多かった。特に、上海交通大学と西安交通大学の百周年に際しては、上海から西安まで付き合っただき、両校の百周年開校の記念式典での代表挨拶、私の行った「日本商法について」の講演も、すべて通訳していただいた。王萍さんが今後、益々、日本商法について研究をつづけられ、更に大きな成果をあげられることを期待したい。

石井 吉也
愛知大学前学長
愛知大学名誉教授
2004年8月

修 订 本 前 言

20 世纪 90 年代以来,由于日本泡沫经济崩溃,股市长期低迷,持续十多年的不景气导致了众多日本的中小企业乃至大企业的破产。为了有利于企业的重组,调整股票的供需平衡,留住企业中的优秀人才,加强企业管理,发挥股东大会及监事会的职能,放宽企业在股份减持、资金筹措等方面的限制,以便增强国际竞争力,尽快使企业摆脱困境,重振日本经济,进入平成(1989)以来日本商法进行了空前的大修改,特别是从平成 5(1993)年开始,几乎每年都修改商法。其中平成 13(2001)年至平成 14(2002)年 5 月的期间共修改了 4 次。这些修正法触及到日本公司法的基本,使日本企业经营管理机构发生了重大变革。商法如此频繁地大幅度地修改,一时间就连资深的商法教授们都惊叹“搞糊涂了”。

鉴于上述情况,本人于 1996 年编写的商法教材已经不能满足教学需要。2002 年 5 月的商法修正法出台后,标志着其大的修改已暂告一段落,因此商法教材修改的时机已经成熟。同年 10 月,本人利用重赴日本法政大学进修一年的机会对原教材进行了全面的修改。修改后的《日本商法教程(修订本)》可以说是最新的商法教材。

中国共产党第十六届三中全会指出:“实现投资主体多元化,使股份制成为公有制的主要实现形式。”这将会进一步加速和完善我国国有企业的股份制改革。日本商法的修改已初见成效,其近年来引入的一系列新制度对我国的国企改革有很好的借鉴作用。

我的商法启蒙导师,原日本爱知大学校长石井吉也教授在百

IV 修订本前言

忙之中审阅了本书的全稿,并亲自为本书作序。日本修道大学教授、法学博士大贺祥充先生十多年来一直关心鼓励我,并不间断地寄给我最新的资料。还有法政大学的我的第一位指导教师,原该校法学系主任,现日本筑波大学研究生院前田重行教授,以及第二位指导教师福岛洋尚教授都对我的商法学习和研究给予了热情帮助。另外,在本书的编辑过程中,尤其是在电脑输入方面,多蒙我的同事上海外国语大学日本文化经济学院顾伟坤副教授的鼎力相助,在此一并表示衷心的感谢。

编 者

2004 年 12 月

初 版 前 言

《日本商法教程》是日语国际贸易专业使用的教材。日本商法实质上是日本的企业法,该法自 1899 年问世以来,经过十多次修改,现已成为一部比较完善的法典。日本商法建立和健全了日本现代企业制度,规范了各类公司,尤其是股份有限公司的组织和行为,保护了公司、股东和债权人的合法权益,维护了市场经济的良性运转。因此商法在日本法律中占有非常重要的地位。

我国正在进行经济体制改革,公司是市场的主体,没有现代企业制度,就不可能有社会主义市场经济体制。我国第一部公司法已于 1994 年 7 月 1 日起施行,它是建立我国现代企业制度的重要法律基石。目前企业公司化已成为社会经济生活的重要内容,国有企业的股份制试点及股份制企业已经显示出其强大的生命力。毫无疑问,股份有限公司在我国也将成为最有活力的现代企业的组织形式。但是我国的公司法毕竟刚刚起步,而日本商法已有近百年的历史,因此学习日本商法也能帮助我们加深对我国公司法的理解。为使日语国际贸易专业的学生较全面地了解现代企业制度,掌握必要的商法知识,特编写本教材。

本教材共分两编二十章,第一编是商法总则、商行为,第二编是公司法。主要内容有商法的起源,日本商法的历史,商法的意义、法源、特色及其在法律中的地位;商人和商行为;商业字号、商业账簿等有关商人的制度;商业使用人、代理商、居间、行纪、运输、仓储等商人活动的辅助者;股份有限公司、有限责任公司、无限公司以及两合公司这四种日本法定公司的现状、性质、组织结构、特

VI 初版前言

色;公司的财务、资金筹措、组织变更以及这些公司从成立到解散时的一系列法律程序。其中的重点是股份有限公司,如商法赋予股东大会、董事、董事会、监事、监事会的权限;大公司及小公司适用商法的范围;股东的权利和义务、股份的种类和性质、股票、公司债券的概念等。

鉴于日语国际贸易专业的学生在学习本课程以前,没有系统学过法学概论课程,为了便于学习日本商法,本教材特设“序论”,其内容主要介绍日本的国家机构、日本的法院、司法审判制度、日本六大主要法律以及法的基础知识。如西方国家的两个主要法律体系即英美法系和大陆法系的特点,公法与私法、实体法与程序法的概念等。

本教材在编写时,参考了大量最新的资料,编入了1990年以来的数次商法修改的最新内容及有关数据。另外,针对日语国际贸易专业的学生是非法律专业的特点,尽量使教材通俗易懂,每章较难之处都有注释,并附有具体案例,单词表及归纳该章主要内容的思考题,这样也能供有一定日语基础的同志作参考。另外,我们的学生是跨世纪的人才,应该学习一定的经济法律知识,所以本教材也可作为日语语言文学专业的选修课教材。

由于编者经验不足,水平有限,书中难免有错误和不当之处,敬希专家及师生给予批评指正。

编 者

1996年9月

略 語 例

法令名略語(五十音順)

本書における参考法令名について、商法は条文数のみの表示を原則として、そのほかの法令名は、以下のように表記しています。なお、同一法令は「・」で、異なる法令は「、」でつないであります。

会	更	会社更正法
銀	行	銀行法
刑		刑法
憲		憲法
公	選	公職選挙法
小		小切手法
国際電電		国際電信電話株式会社法
裁		裁判所法
社	登	社債等登録法
商	改 施	商法中改正法律施行法
商	施 規	商法施行規則
商	登	商業登記法
商	特	株式会社の監督等に関する商法の特例に関する法律
証	取	証券取引法
所	税	所得税法
信	託	信託法

Ⅷ 略語例

信託業	信託業法
政資	政治資金規正法
倉庫	倉庫業法
相続	相続税法
宅建	宅地建物取引業法
担保	担保附社債信託法
地稅	地方税法
長銀	長期信用銀行法
手形	手形法
鉄營	鐵道營業法
電源開	電源開發促進法
電電	日本電信電話株式会社法
独禁	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律
特許	特許法
日刊新聞	日刊新聞紙の発行を目的とする株式会社及び有限 会社の株式及び持分の譲渡の制限等に関する 法律
破産	破産法
非訴	非訴訟事件手続法
法稅	法人税法
保振	株券等の保管及び振替に関する法律
保險	保險業法
民再	民事再生法
民再規	民事再生規則
民保	民事保全法
民法	民法
民訴	民事訴訟法
無尽	無尽業法
有	有限会社法

和議 和議法

判例引用略語

大判	大審院判決
最判	最高裁判所判決
高判	高等裁判所判決
地判	地方裁判所判決
民録	大審院民事判決録
民集	最高裁判所(または大審院)民事判例集
労民集	労働関係民事裁判例集
判時	判例時報
判タ	判例タイムズ

例 「最(大)判昭和40・9・22・民集19巻6号1600頁」とあるのは、最高裁判所(大法廷)昭和40年9月22日判決、最高裁判所民事判例集19巻6号1600頁所収、の意。

目 次

序 論	1
一、日本の統治システム	1
二、日本の裁判制度	8
三、法の種別	12

第一編 商法総則・商行為法

第一章 商法の歴史	23
一、商法の起源	23
二、日本の商法史	25
三、商法の改正	28
四、今後の商法改正の動向	41
第二章 商法の概念	56
一、商法の意義	56
二、商法の法源	59
三、法規の適用順序	64
第三章 商法の特色及びその地位	69
一、商法の特色	69
二、商法の地位	71
第四章 商人と商行為	78
一、商人	78

ii 目 次

二、商人資格の取得と喪失	82
三、商行為	88
第五章 商人に関する諸制度	101
一、商号	101
二、商業帳簿	106
三、商業登記制度	110
四、営業と営業譲渡	117
第六章 企業取引の補助者	126
一、商業使用人	126
二、代理商	129
三、仲立人	132
四、問屋	135
第七章 企業取引の各類型	142
一、運送取扱営業	142
二、運送営業	146
三、倉庫営業	156
四、場屋営業	160

第二編 会 社 法

第一章 総論	169
一、会社法の意義	169
二、会社制度の沿革	170
三、会社制度の特徴	171
四、会社法の法源	174
五、会社の種類	175
六、会社の概念	180
七、会社の権利能力の制限	185

八、会社の実態	189
第二章 株式会社の特色	204
一、株式会社の概念	204
二、株式制度	204
三、株主の有限責任	205
四、資本制度	207
五、所有と経営の分離	210
第三章 株式会社の設立	213
一、株式会社の実体の形成	213
二、社員の確定と機関の設置	222
三、設立登記	228
四、会社の設立無効と会社の不成立	230
第四章 株式と株主	240
一、株式の意義	240
二、株主	241
三、株主の権利と義務	241
四、株主平等の原則	244
五、株式の種類	244
六、単元株制度	249
七、端株制度	250
八、株式の分割・合併・消却	252
九、株券	255
十、株主名簿	257
十一、株式の譲渡	260
十二、株式の公開	266
十三、株券の保管振替制度	267
第五章 株式会社の運営	274
一、機関の分化	274

iv 目 次

二、機関の推移	276
三、株主総会	277
四、取締役・取締役会	292
五、監査役・監査役会	312
六、検査役	321
七、委員会等設置会社の特例	321
第六章 株式会社の資金調達	335
一、資金調達の諸方法	335
二、株式の発行による資金調達	336
三、社債の発行による資金調達	346
第七章 株式会社の計算	362
一、計算の重要性	362
二、決算の手続	364
三、計算書類の内容	375
四、資本と準備金	381
五、利益配当	384
第八章 会社の再建・更生	392
一、総説	392
二、会社の整理	394
三、会社の更生	395
四、民事再生手続	398
第九章 会社の基礎的変更	402
一、定款変更	402
二、資本減少	404
三、会社の合併	406
四、株式交換・株式移転	412
五、会社分割	415
六、組織変更	419

第十章 株式会社の解散及び清算	424
一、会社の解散	424
二、会社の清算	427
第十一章 有限会社	432
一、総説	432
二、株式会社との類似点	433
三、株式会社との相違点	435
第十二章 合名会社と合資会社	444
一、総説	444
二、合名会社	444
三、合資会社	449
第十三章 外国会社の規制	454
第十四章 会社罰則	457
一、罰則の重要性	457
二、制裁の種類	458
付録資料	464
定款の例 1	464
定款の例 2	468
定時株主総会 招集通知書	472
(定時株主総会)株主総会議事録	473
(有限会社への組織変更)取締役会議事録	475
代表取締役に監査報告書を提出するときの添付書類の例	476
監査報告書(中会社)	477
会計監査人の監査報告書	478
監査役会の監査報告書(大会社)	479
公認会計士、監査法人の監査報告書(証取法監査)の例	480